

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券

該当なし

満期保有目的以外の有価証券

該当なし

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 2 年～17 年

無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

損失補償等引当金

該当なし

賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（志摩市会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

- (2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -

連結実質赤字比率 -

実質公債費比率 11.3%

将来負担比率 41.0%

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 908 百万円

繰越事業に係る将来の支出予定額 46 百万円

過年度修正等に関する事項

該当なし

- (2) 貸借対照表に係る事項

基準モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共財産

イ 内訳

事業用資産 68 百万円 (183 百万円)

土地 62 百万円 (165 百万円)

建物 6 百万円 (18 百万円)

令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によって
います。

上記の () は貸借対照表における簿価を記載しています。

減債基金に係る積立不足額 該当なし

基金借入金 (繰替運用) 該当なし

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に
含まれることが見込まれる金額 23,397 百万円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおり
です。

標準財政規模 16,466 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,903 百万円

将来負担額 35,387 百万円

充当可能基金額 6,764 百万円

特定財源見込額 67 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 23,397 百万円

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分 (不足分) の内容

固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

余剰分 (不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支 1,462 百万円

既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	26,390 百万円	25,870 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	13 百万円	6 百万円

繰越金に伴う差額	663 百万円	—
会計間の繰入れ・繰出しの相殺消去に伴う差額	5 百万円	5 百万円
資金収支計算書	25,735 百万円	25,872 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,668 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	128 百万円
未収債権額の増加（減少）	138 百万円
減価償却費	3,291 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	2 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	177 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	4 百万円
資産除売却益（損）	239 百万円
その他臨時損失	0 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	696 百万円

一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0 百万円

重要な非資金取引

該当なし